

中間市・遠賀郡4町の一般廃棄物の受入延長について(報告)

1. 本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、地方拠点法に基づき周辺 17 市町と形成している『福岡県北東部地方拠点都市地域』における中核都市として、効率的な行政運営、地域の一体的な整備・振興、地域全体の環境保全・循環型社会構築に向け、次の三原則に適合していることを前提として、他都市の一般廃棄物の広域的な受入れを実施している。

(三原則)

- ・ 本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ・ 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと。
- ・ 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。

受入れにあたっては、本市との間で期間(7年間)を定めた基本協定を締結し、三原則に適合していることを毎年度確認した上で、当該年度の委託契約を締結している。

2. 中間市・遠賀郡4町の一般廃棄物受入延長依頼について

中間市・遠賀郡4町(芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町)の一般廃棄物については、平成19年4月から受入期間を7ヶ年とする基本協定を締結し、現在、本市において処理を行っている。

今回、現基本協定に定める期間が本年度で満了することに伴い、1市4町の各首長及び各議会から受入延長の依頼があった。

各市町の取組み状況は、本市の受入れ原則に適合していることから、平成26年度以降について受入期間の延長を行うもの。

(1) 受入れ三原則の適合状況

① 本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと

- 受入予定量：各市町からの受入予定量合計は、年間約3.7万トン。
当該受入量を含めた本市工場の年間処理量は45.6万トン(H24年度)であり、本市年間焼却能力(約57万トン)の範囲内。
- 交通負荷：圧縮中継施設を整備し、大型車両(10トン)に積み替えて搬送(1日平均約22台)することにより、本市への搬送回数を削減。
また、可能な限り幹線道路、都市高速道路を利用することにより、市街地の通行を回避。

② 本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること

- リサイクル：資源化物の分別・リサイクルの取組みは、本市と同等。
 - ・ 本市受入れ時の平成19年度から新たにプラスチック製容器包装の有料指定袋制度による分別開始、今年度から小型家電製品の拠点回収を開始する等、本市の廃棄物施策と歩調を合わせた取組みを実施。
- ごみ減量：経済的手法及び分別・リサイクルの充実による減量化対策を実施
(家庭ごみ：71.4円/45L、資源化物 30.6円/45L)
 - ・ 本市受入前の平成18年度に比べ、市民一人1日当たりの家庭ごみを14.1%削減。
(平成24年度)

③ 本市と一体的な地域整備、地域振興に取り組んでいくという信義・信頼関係が成り立っていること

- 資源ごみのリサイクルにエコタウンを活用(蛍光灯、乾電池、紙パック、小型家電等)
- 各市町の広報誌により、本市に家庭ごみ処理を依頼していることについて、住民に周知。
- 小学校社会見学で環境ミュージアム、エコタウンセンターを活用し、環境学習を実施。
- 北九州空港利用促進協議会に参加。公務において、北九州空港の優先利用を実施。

(2) 受入期間延長内容

- ① 対象廃棄物：中間市及び遠賀郡4町の区域内から発生する一般廃棄物(可燃性)
- ② 基本協定期間：平成26年度から平成32年度まで(7年間)
 - ※ 受入れにあたっては、毎年度三原則適合を確認した上で、処理委託契約(単年度)を締結。
- ③ 受入予定量：一般廃棄物(可燃性)年間約3.7万トン
- ④ 受入単価：平成26年度は、1トンあたり2万円 [年間総額 約7.4億円]
 - ※ 受入単価は、本市のごみ焼却・埋立に直接要する経費(ごみ処理原価)を基礎とし、その他、処理施設の運転に必要な公害監視体制、道路や下水道等の本市インフラ整備・維持経費等を勘案して本市が算定。
 - ※ 受入単価は、本市の新規設備投資等によるごみ処理原価の変動を考慮し、適宜見直しを実施。
- ⑤ 搬送方法：中間市及び遠賀郡4町で構成する一部事務組合が整備したごみの圧縮中継施設でごみを圧縮し、コンテナに入れ、10トントラックで搬送。
搬送経路は、幹線道路及び都市高速道路を利用することとしている。
- ⑥ 受入工場：市内3工場

【 参 考 】

○ 他都市ごみ受入状況について

団 体 名	受 入 期 間	単 価	年間受入量	年間受入額
直 方 市	H13～H19 年度(7 カ年)	2 万円/トン (H19～)	1.7 万トン	3.4 億円
	延長 H20～H26 年度(7 カ年)			
行橋市・みやこ町 清掃施設組合	H17～H23 年度(7 カ年)		2.7 万トン	5.4 億円
	延長 H24～H30 年度(7 カ年)			
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	H19～H25 年度(7 カ年)		3.7 万トン	7.4 億円
	※今回の受入延長 H26～H32 年度(7 カ年)			
計			8.1 万トン	16.2 億円

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
(地方拠点法 平成 4 年 5 月 29 日)

福岡県北東部地方拠点都市地域(6市 11 町) 平成7年3月17日指定
北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、
水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、
吉富町、築上町、上毛町